鹿児島県公報

令和2年10月9日(金)第148号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(自然保護課取扱い) 1

(自然保護課取扱い) 2

(障害福祉課取扱い) 4

(道路維持課取扱い) 4

(危機管理課取扱い) 5

(森づくり推進課取扱い) 3

(森づくり推進課取扱い) 4

ページ

告示

- ○指定希少野生動植物の指定案
- ○指定外来動植物の指定案
- ○保安林の指定予定の通知
- ○保安林の指定の解除予定
- ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ○道路の区域の変更
- ○令和2年度自衛官の募集
- 直路の区域の変更
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業の廃止

(北薩地域振興局取扱い) 5

○道路の位置指定

(大隅地域振興局取扱い) 6

○一般競争入札公告

教育委員会告示

告

○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報

(総務福利課取扱い) 9

(管財課取扱い) 6

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習 (新規·追加取得講習) 実施公告

公

(生活安全企画課取扱い) 10

告示

鹿児島県告示第876号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例(平成15年鹿児島県条例第11号)第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分	類	種 名(和名)	種 名(学 名)	科 名
植	物	イワザクラ	Primula tosaensis	サクラソウ科
植	物	アキザキナギラン	<i>Cymbidium javanicum</i> var.	ラン科
			aspidistrifolium	
植	物	クマガイソウ	Cypripedium japonicum	ラン科

2 指定の理由

当該種は、過度の採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要が あるため

- 3 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の 案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課(鹿児島市鴨池新町10番1号)

鹿児島県告示第877号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例(平成31年鹿児島県条例第24号)第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する外来動植物

1 指定する外米則			
外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ミシシッピアカミミ	県内全域 	(1) 自己の占有地又は管理地内であっ	指定外来動植物に係
ガメ		て、日常的な管理及び適切な取扱い	る適合飼養等施設の
		が可能な場所で飼養等をすること。	基準(令和元年10月
		(2) 飼養等をする指定外来動植物の状	29日鹿児島県告示第
		況の確認及び適合飼養等施設の保守	461号。以下「適合
		点検を定期的に行うこと。	飼養等施設の基準」
		(3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場	という。) に定める
		所又はこれに類する場所で飼養等を	移動用施設,水槽型
		すること。	施設等,人工池沼型
		(4) 飼育場内に産卵・ふ化が可能な場	施設等又は網いけす
		所がある場合, 出現が予想される幼	型施設のいずれかの
		体の逸出防止とその飼育に備えるこ	施設
		と。それが困難な場合は、あらかじ	
		め陸域をコンクリート等で固めるな	
		どして,繁殖を防ぐこと。	
		(5) 飼養等をする者又は第三者の行為	
		により指定外来動植物が逸走・逸出	
		しないよう適合飼養等施設に施錠等	
		の措置を講じること。	
		(6) 終生飼養に努めること。	
カムルチー	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であっ	適合飼養等施設の基
		て、日常的な管理及び適切な取扱い	準に定める移動用施
		が可能な場所で飼養等をすること。	設,水槽型施設等,
		(2) 飼養等をする指定外来動植物の状	人工池沼型施設等又
		況の確認及び適合飼養等施設の保守	は網いけす型施設の
		点検を定期的に行うこと。	いずれかの施設
		(3) 適合飼養等施設の水替えをする場	
		合は、卵や稚魚等が流出しないよう	
		ろ過後に排水を行うこと。	
		(4) 終生飼養に努めること。	
アメリカザリガニ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であっ	適合飼養等施設の基
		て、日常的な管理及び適切な取扱い	準に定める移動用施
		が可能な場所で飼養等をすること。	設,水槽型施設等,
		(2) 飼養等をする指定外来動植物の状	人工池沼型施設等又
		況の確認及び適合飼養等施設の保守	は網いけす型施設の
		点検を定期的に行うこと。	いずれかの施設
		(3) 適合飼養等施設の水替えをする場	
		合は,卵や幼体等が流出しないよう	
		ろ過後に排水を行うこと。	
		(4) 終生飼養に努めること。	

タイワンシジミ種群	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をすること。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼生等が流出しないようろ過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設,水槽型施設等, 人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
アメリカネナシカズラ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をすること。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等をすること。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
メリケントキンソウ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をすること。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等をすること。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設,屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課(鹿児島市鴨池新町10番1号)

鹿児島県告示第878号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所 阿久根市大川字今ゴエ6105番 5
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第879号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 薩摩川内市祁答院町藺牟田字茶園ヶ廻1804番2,1804番3,字愛宕平1999番12,1999番13
- 2 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

鹿児島県告示第880号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

	超九曲水								
医師の氏名	従事する病院	担当する診療科	指定年月						
区前の以右	名 称	所 在 地	目	日					
松本 松昱	社会医療法人義順顕	西之表市西之表7463	内科	令和2年					
	彰会種子島医療セン			9月30日					
	ター								
南 圭祐	南記念クリニック	指宿市大牟礼三丁目	内科	令和2年					
		24番15号		9月30日					
德留 明夫	県民健康プラザ鹿屋	鹿屋市札元一丁目8	産婦人科	令和2年					
	医療センター	- 8		9月30日					
西 正吾	医療法人徳洲会大隅	鹿屋市新川町6081番	脳神経外科	令和2年					
	鹿屋病院	地 1		9月30日					
重田 泰基	医療法人徳洲会大隅	鹿屋市新川町6081番	内科	令和2年					
	鹿屋病院	地 1		9月30日					
池田 悠人	医療法人徳洲会大隅	鹿屋市新川町6081番	内科	令和2年					
	鹿屋病院	地 1		9月30日					
増田 裕介	出水総合医療センタ	出水市明神町520	整形外科	令和2年					
	<u>~</u>			9月30日					
織田 弘美	独立行政法人国立病	指宿市十二町4145	整形外科	令和2年					
	院機構指宿医療セン			9月30日					
	ター								

鹿児島県告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は、令和2年10月9日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

	•									克 坦克坦 / 士	16 m H
										鹿児島県知事	塩田康一
道路									変更	敷地の幅員	敷地の延長
0)	路	線	名	変	更	\mathcal{O}	区	間	前後		
種類									の別	(メートル)	(メートル)
県道	西之	表南	種子	熊毛郡	南種	子町	島間	字下カ	前	8.4~26.4	505. 3
	線			ノ1146	番 1	地先	から	同町島	後	8.4~26.4	505. 3
				間字田	尾28	2番	1 地乡	もまで			
				熊毛郡	南種	子町	島間	字下カ	後	11.6~39.5	406.6
				ノ1146	番 1	地先	から	同町島			
				間字内	ノ小	牧21	18番	1地先			
				まで							

鹿児島県告示第882号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により, 令和2年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 - (1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

- 2 募集期間
 - (1) 男子

令和2年10月12日から同年11月20日まで

(2) 女子

令和2年10月12日から同年11月20日まで

3 試験期日

令和2年11月28日

4 応募年齢

令和3年4月1日において18歳以上

令和3年6月30日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯
大字大熊266番地49	地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提 出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年10月9日

北薩地域振興局長 伊村秀己

	事 業 所			指定障害福祉サービス事業者					障害福祉
	<i>h</i>	T.L.	=r + 11b	<i>h</i> 7	±L.	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
	名	称	所 在 地	名	称	所在地	名	日	の種類
Ī	就労支担	爰事業所	薩摩川内市中郷	株式会社	社薩摩美	薩摩川内市中郷	小田原 浩	令和2年	就労継続
	そらふれ	2	町5432-3	ろく本語	舗	町6485番地7		8月31日	支援 A 型

大隅地域振興局告示第23号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年10月9日

大隅地域振興局長	松薗英昭

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	路	ζ.	
月日	名称並びに代表者	位	置		延	長	幅	員
ЛЦ	の氏名	11/4			(メー)	トル)	(メー	トル)
令和2年	鹿屋市旭原町3592	志布志市志	布志町安	楽字		33. 29		4.20
9月24日	番地38	八ヶ代1904	番 4					
	有限会社一里山不							
	動産							
	代表取締役							
	福山敏昭							

<u>公_____告</u>

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 タブレットパソコン 749台
 - (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 入札説明書による。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿

児島県告示第416号) 第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提 出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年10月9日から同月23日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30 分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便 により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和2年11月19日午前11時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着 のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年11月19日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎8階)会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお,契約保証金は,契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす る契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と この契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上 にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと き(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Tablets Without Keyboards:749Units

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 19 November 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3828

FAX 099-286-5643

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第6号

鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり定め、令和2年10月9日から施行する。

なお、平成26年11月28日鹿児島県教育委員会告示第3号(簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報)は、令和2年10月8日限り廃止する。

令和2年10月9日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

	7-1-7-1	四外权自女员五权自	人 水脉四儿
開示申出をすることが	できる個人情報の内容	開示申出をするこ	開示申出をするこ
試験等の名称	開示する内容	とができる期間	とができる場所
鹿児島県教育委員会職	不合格者に係る総合得	合格発表の日から	教育委員会事務局
員(埋蔵文化財専門	点及び総合成績の個人	起算して1月間	総務福利課
職)採用選考試験	順位のランク		
鹿児島県公立学校教員			教育委員会事務局
採用選考試験			教職員課
鹿児島県立学校実習助			
手採用選考試験			
鹿児島県立高等学校船			
舶職員採用選考試験			
鹿児島県立高等学校等			
事務職員(図書館担			
当) 採用選考試験			
鹿児島県立学校寄宿舎			
指導員採用選考試験			
鹿児島県公立高等学校	県立高等学校の入学者	合格発表の日の翌	学力検査を受検し
入学者選抜学力検査	選抜学力検査に係る教	日から起算して1	た県立高等学校
	科別得点及び合計得点	月間	
	(傾斜配点を実施して		
	いる場合は, 傾斜配点		
	後の得点)		

鹿児島県立楠隼中学校 | 適性検査Ⅰ,適性検査 入学者選抜適性検査 | Ⅱの得点及び合計得点 県立楠隼中学校

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
 - 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習

令和2年12月7日(月)から同月11日(金)まで(講習時間は,午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

令和2年12月10日(木)及び同月11日(金)(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習

受講申込日において,次のいずれかの条件に該当する者

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「3号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当する者

- ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書

の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事している者

- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格し た者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格し た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事して いる者
- 5 受講定員(原則として,受付先着順とする。)
 - (1) 新規取得講習

10人(ただし,追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け 付ける。)

(2) 追加取得講習

5人(ただし,新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け 付ける。)

- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間

令和2年10月26日(月)から同月30日(金)まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6か月以内 に撮影した無帽、無背景の顔写真(縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメ ートル) 1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通

- イ 新規取得講習
 - (ア) 4の(1)のアに該当する者
 - a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以 下「警備業務従事証明書」という。) 1通
 - b 履歴書 1通
 - (イ) 4の(1)のイに該当する者
 - 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(1)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - (エ) 4の(1)のエに該当する者
 - 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通

- 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと(受講者本人以外による申込 み及び郵送等による申込みは認めない。)。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書 に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して3号の警備業 務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター 電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490